

令和４年度　カーボンニュートラル推進事業
飯山市地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援業務委託
プロポーザル実施要領
作成　　令和４年８月３０日
一部改定　令和４年９月

1 本要領の趣旨

改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）の改定及び地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定のための基礎調査を行うに当たり、当該事業の契約の相手方となる受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の概要

（１）業務名

飯山市地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

（２）業務の内容

別紙「令和４年度　カーボンニュートラル推進事業　飯山市地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援業務委託　仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和５年３月３１日まで

（４）委託料の限度額

９，４６０，０００円（消費税相当額含む。）

（５）成果品

仕様書に記載のとおり

3 委託予定者選定方法及び審査会

（１）公募によるプロポーザル方式により選定する。次の２段階で実施し、書類審査を通過した申請者（３社以内）が、プレゼンテーション審査に参加できるものとする。

① 書類審査

② プレゼンテーション審査

（２）飯山市地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、評価基準に基づき審査を行うものとする。

審査項目及び配点は８以降に記載のとおりであるが、審査委員会の協議により変更することがある。また、同点の社が複数の場合は、審査委員会が選定の対象となる社を決定するものとする。

4 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(2) 飯山市入札参加資格を有すること。

(2) の 2 共同体での参加は認めない。

(3) 企画提案書の提出期限において、飯山市の入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれかの計画等の策定業務の実績を有すること。対象期間については、①は令和 3 年度と令和 4 年度、それ以外は過去 5 年間（平成 29 年 4 月から令和 4 年 3 月まで。）とする。なお、①については、書類審査における参加申込書提出時までに環境省に採択された自治体等の計画づくりを支援したものの、②から⑤については、業務が完了したものを対象とする。

また、支店または営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

- ① 環境省 脱炭素先行地域の申請書（国に採択されたものに限る。）
- ② 地球温暖化対策地方公共団体実行計画「区域施策編」
- ③ 環境省 再生可能エネルギー最大限導入計画づくり支援事業又はこれに類する計画事業
- ④ 新エネルギービジョン（基礎数値の把握業務を含むものに限る。）
- ⑤ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画「事務事業編」

5 選定スケジュール

項 目	日 程
本要領公表（仕様書等含む。）	令和 4 年 8 月 30 日（火）
質問の受付期間	本要領公表日 ～ 9 月 5 日（月）正午
質問の回答期限	令和 4 年 9 月 8 日（木）
参加申込・書類の提出期間	本要領公表日 ～ 9 月 13 日（火）正午
書類審査結果通知 （プレゼンテーション参加可否及び実施通知）	令和 4 年 9 月 15 日（木）まで
企画提案書等の受付期間	令和 4 年 9 月 16 日（金）～ 9 月 27 日（火）正午
プレゼンテーション実施	令和 4 年 9 月 30 日（金）午後
プロポーザル結果通知	令和 4 年 10 月 5 日（水）

6 参加申込

「4 参加資格」を満たし、当プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類（全ての紙のサイズは A 4 版にし、提出すること。）

- ① 本業務における企画提案参加申込書（様式 1）
- ② 会社概要書（様式 2）
- ③ 業務実績書（様式 3）

③の 2 業務実績のわかる契約書等の写し（業務名、委託者、受託者名がわかる部分のみ）

- ④ 実施体制調書（様式4）
- ⑤ 配置予定担当者調書（様式5-1、5-2）
- ⑥ セキュリティ体制（任意の様式）、認証を得ている場合、証明書の写
- ⑦ 受託に対するPR（任意の様式）
- ⑧ 見積書（任意の様式）

（2）提出部数

各1部

（3）提出方法

持参、郵送又はメールにより提出するものとする。

※ 郵送又はメールの場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。

（4）提出期間

本要領公表日 ～ 9月13日（火）正午まで

（5）提出先

飯山市役所 民生部 市民環境課 生活環境係 （1階 3番の窓口）

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1

shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp

7 質問の受付及び回答

本業務に関する質問がある場合は、質問書（様式6）により提出すること。なお口頭による質問の受付は行わないものとする。

（1）質問の受付期間

本要領の公表日 ～ 9月5日（月）正午まで

（2）提出方法

メールによる提出とする。

（3）提出先（6-(5)）と同じ。

飯山市役所 民生部 市民環境課 生活環境係

※提出後は電話にて質問書を送信した旨を伝えること。

（4）回答方法

令和4年9月8日（木）までに、電子メールで参加申込者全員に回答し、HPにて公表するものとする。

なお、この回答をもって、本要領の追加または修正とみなす。

8 書類審査及び審査結果の連絡

(1) 書類審査

審査委員会で審査を行い、プロポーザル審査を行う 3 社以下の社を選定するものとする。

(2) 審査項目、評価基準及び配点

書類審査 配点合計 250 点

- | | |
|-----------------|----------|
| ① 会社の業務実績 | 配点 140 点 |
| ② 実施体制 | 配点 70 点 |
| ③ セキュリティ体制 | 配点 10 点 |
| ④ 当業務に受託に対する PR | 配点 10 点 |
| ⑤ 見積書（任意の様式） | 配点 20 点 |

詳細は、別紙「書類審査 評価基準及び配点」のとおり。

(3) 審査結果の連絡

書類による審査の結果については、令和 4 年 9 月 15 日（木）までに、企画提案参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

9 プレゼンテーションに係る企画提案書の提出

参加の決定通知後、本業務の内容を踏まえ、下記の要領で企画提案書を提出すること。

なお、提出された書類は返却しないものとする。

(1) 提出書類

提出書類は、全て A 4 判縦方向長辺綴じ（A 3 版は A 4 に折込）とすること。

提出書類	様式	提出部数及び作成方法
① 企画提案書提出届	様式 7	・提出部数 1 部（社印を押印）
② 企画提案書	任意様式	・提出部数 2 部 ・表紙を除いて 10 ページ以内とする ・横書きで、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。 ・仕様書及び評価基準に則った内容とすること
③ 見積書	任意様式	・提出部数 2 部（正本 1 部のみ社印を押印し、1 部は複写可） ・A 4 版で様式は任意だが、業務名と金額（税込）、積算根拠を記入のこと。

※ 見積書の積算根拠には、仕様書に基づく内訳を記載すること。

※ 金額を変更した場合は、その旨見積書内に記載することとし、変更後の金額で評点し直すものとする。ただし、当初から 20% 以上の変更は受け付けない。

(2) 提出方法

持参、郵送により提出するものとする。

郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認のこと。

(3) 受付期間

令和4年9月16日（金）～9月27日（火）正午まで

（郵送の場合は、提出期限必着）

なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出先（6-(5)）と同じ。

飯山市役所 民生部 市民環境課 生活環境係

10 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時（予定）

令和4年9月30日（金）午後

発表の時間（発表順）については、後日、企画提案書に記載のある担当者にメールにて連絡する。

(2) 実施場所

飯山市役所4階 第3・4委員会室

(3) 実施時間

1社につき25分程度とする。

プレゼンテーションを18分以内とし、その後、質疑応答の時間を7分程度設ける。

※プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は飯山市で準備するが、パソコン等の機器は持参のこと。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 実施者

参加人数は1社につき、4名以内とする。

(5) プレゼンテーション評価基準及び配点

配点合計 400点

- | | |
|-------------|---------|
| ① 企画提案 | 配点 200点 |
| ② 取組内容の提案 | 配点 60点 |
| ③ 運営支援 | 配点 40点 |
| ④ プレゼンテーション | 配点 100点 |

評価基準及び配点の詳細は、別紙「プレゼンテーション審査評価基準及び配点」のとおりとする。なお、評価項目については、審査委員会の協議において変更することがある。

(6) 企画提案に関する経費

企画提案に要する経費は、企画提案者の負担とする。

(7) 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ⑤ 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- ⑥ 企画提案書に添付する見積書の記載額が、当初の参加申込の際に提出したものと比較して20%以上の増減がある場合

11 委託予定者の選定方法

(1) 選定方法

- ① 書類審査及びプレゼンテーション審査による評価点の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として、次に評価点の高い提案者を次点者として選定する。
- ② 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、優先交渉権者を決定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果を文書で通知する。なお、選定に関する異議等は一切受け付けない。

12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、開催を中止する場合がある。その場合、準備に要した経費を飯山市に請求することはできない。

13 契約について

プロポーザルの審査結果に基づき、飯山市は決定した優先交渉権者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整した後、契約を締結する。

なお、優先交渉権者と契約ができない場合は、次点者と協議するものとする。

14 事務局

飯山市役所民生部市民環境課生活環境係

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1

T E L 0269-67-0726

F A X 0269-62-3127

メール shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp

担当 生活環境係 深堀、市村

15 その他

参加申込後に辞退する場合は、「辞退届」(様式8)を、書類審査又はプロポーザル審査の各受付期間内に、すみやかに事務局へ提出(メール可)すること。なお、辞退しても以後におけ

る不利益は被らない。